

刑事事件の実名報道は必要か

I.H<国①ゼミ>

1. はじめに

近年報道の行き過ぎにより、犯罪者やその家族の名誉まで侵害されている。マスメディアにおいて、興味本位、または営利主義に流され、報道の本来の目的を逸脱する傾向が強まり、個人の名誉・プライバシーを不当に侵害する事例が多発している。このような状況が続くことは、マスメディアが国民の信頼を失い、報道の有する本来の機能を喪失し、民主主義社会における報道の自由が危機に瀕することになりかねない。そこで、実名報道と匿名報道について、どの権利を重視した際に適当と言えるのか比較する。

2. 仮説と調査方法

2.1 仮説

実名報道をすることで、冤罪だった場合犯罪者の名誉やプライバシーが侵害されるため、匿名報道であるべきだと考える。

2.2 調査方法

実名報道と匿名報道の正当性について、世論調査や判例をもとに検討する。

3. 分析・考察

3.1.1 実名報道の根拠：権利

実名報道をしても良いと言える根拠としては以下の三点が挙げられる。

- ①知る権利
- ②公共の福祉
- ③報道・表現・言論の自由

ここで2007年の沖縄教諭逮捕事件を取り上げる。当事件は女子中学生にみだらな行為をしたとして逮捕された男性教諭が起訴猶予となり、実名報道したテレビ局を訴えた事件である。本件は実名報道と匿名報道について入念に議論された例である。匿名報道であるべきだとする理由としては以下の五点が挙げられる。

- (1)病気休職中だったが、中学校教諭として生活を営んでいた
- (2)沖縄県全域を対象に報道されている

(3)逮捕だけでなく、この罪を犯したとの印象を与えかねない

(4)名誉回復は困難

(5)家族に影響が及ぶ

反対に、実名報道であるべきだとされる理由は以下の五点が挙げられる。

(ア)刑事事件に関しては手続を密室化しないという社会的要請がある

(イ)青少年を指導する立場にあり、一般の公務員より高い倫理性が求められている

(ウ)仮にこれが事実ならば、教員としての責務に反するとの評価も成り立つ犯罪である

(エ)公共の利害に係るものであって、一般的に社会的に関心が高い事件である

(オ)国民の知る権利に応える、報道の正確性、客観性を期するには実名が適当

最終的に、本件では国民の知る権利が最も重視され、実名報道が適当だという判決が出た。【1】

3.1.2 実名報道の根拠：機能

実名報道の方が適当だとされる理由としては以下の五点が主に挙げられる【2】。

(i) 真実解明機能

(ii) 犯罪や再発の防止機能

(iii) 被害の予防機能

(iv) 社会的関心の充足機能

(v) 捜査・裁判権力の監視

こうした実名報道原則の意義は、実際の裁判例でも認められている。書類送検の事実を容疑者の実名、しかも呼び捨てで報道したことの責任が争われた「呼び捨て訴訟」で、名古屋高判平成2年12月13日判時1381号51頁は、「報道における被疑者の特定は犯罪ニュースの基本的要素であって、犯罪事実自体と並んで公共の重要な関心事である」と認め、その特定の方法・程度は「犯罪事実の態様、程度及び被疑者の社会的地位、特質(公人たる性格を有しているか)、被害者側の被害の心情、読者の意識、感情等を比較考量し、かつ人権の尊重と報道の自由ないし、知る権利の擁護とのバランスを勘案しつつ、慎重に決定していくほかない」と述べていた。【2】

3.2 実名報道の問題点

以下は、昭和62年に法務総合研究所によって行われた、実名報道に対する国民の意識調査である。

表1 実名等の報道による影響等の有無と内容【3】

IV-56表 実名等の報道に関する国民の意識
(実名等の報道についてどう思うか。)

回 答	一 般 国 民			受 刑 者			受 刑 者 の 家 族		
	男	子	女	男	子	女	男	子	女
計	100.0 (2,392)	100.0 (1,067)	100.0 (1,326)	100.0 (2,648)	100.0 (2,537)	100.0 (111)	100.0 (727)	100.0 (206)	100.0 (521)
当然のことだ	24.5	25.2	24.0	18.0	17.8	22.5	18.2	21.4	16.9
やむを得ない	31.9	34.2	30.0	22.0	22.1	19.8	19.1	21.8	18.0
住所・前科は 不可	20.0	19.0	20.8	25.8	26.2	17.1	12.0	7.8	13.6
匿名にすべし	15.0	14.9	15.0	23.9	23.6	30.6	28.2	29.6	27.6
そ の 他	1.3	1.3	1.4	2.6	2.6	1.8	2.8	2.4	2.9
わからない	7.3	5.3	8.8	7.7	7.6	8.1	19.8	17.0	20.9

注 1 一般国民については総理府世論調査により、受刑者及び受刑者の家族については法務総合研究所の調査による。
2 受刑者及び受刑者の家族の「わからない」には、無回答を含む。
3 () 内は、実人員である。

この表から、消極的あるいは条件付きにせよ、一般国民としては、全体としては実名等の報道を容認する者が76.4%に及んでいるのに対し、否認する者は15.0%である。一方で、実名報道を当然のことだと考えている受刑者は18.0%、受刑者の家族は18.2%、匿名にすべしと考えている受刑者は23.9%、受刑者の家族は28.2%である。したがって、報道における名前の扱いについて、一般国民と、受刑者及び受刑者の家族の認識には差があることがうかがえる。

その背景には、実名報道の次のような問題点【4】があると考えられる。

- (a)犯罪者や関係者の名誉、プライバシーなどの人格権が侵害される
 - (b)法の適正な手続きによる裁判を行う権利が侵害される
 - (c)犯罪者の社会復帰の権利が侵害される
- とりわけ(a)に関しては、第三者からの嫌がらせなど実害も出ている。例えば、1994年に起こった松本サリン事件では、河野義行さんが被害者でありながら冤罪を問われた。本人が一言も言っていないにも関わらず、どんどん活字になって新聞で出版されたり、テレビで報道されたりすることが相次いだ。結果、事件発生からたった2日間で、世間から殺人鬼、精神異常者、変質者、などと色々な呼ばれ方をされた。また、家には、無言電話、嫌がらせの電話、脅迫状などが殺到した。さらに、入院中、二、三十人の記者が常に病院に張りついていて、退院後は自宅の前に引っ越してきたり、子供たちが学校に行くために門から出てくると、写真を撮ったり、テレビカメラを回したりするなどのメディアスクラムにも悩まされた。【5】

実名報道を行うことで、その事件に関係のない第三者からの嫌がらせなどが、名誉毀損などの別の犯罪が生まれることに繋がっており、実名報道で期待される、(ii)で挙げた犯罪や再発の防止機能が十分に機能していないと考えられる。

4. 結論

実名報道は、知る権利を重視した際に適当であるということができ、匿名報道は、犯罪者やその関係者の名誉、プライバシーなどを重視した際に適当であるといえることができる。しかし、3.2で述べたように、実名報道によって名誉毀損などの別の犯罪が発生しているとも考えられる。知る権利や報道の自由を守るために、「名前」まで公表することが、本当に犯罪者の名誉やプライバシーを守ることより大切だと言えるのか、今後考える必要がある。

謝辞

今回の探究活動にあたり、ご指導くださった安里先生、平井先生に深く感謝申し上げます。

参考文献

- 【1】山田隆司(2018)「被疑者実名報道と名誉毀損・プライバシー侵害—報道機関の見解、司法判断を手がかりに—」pp.12-15
- 【2】穴戸常寿(2011)デジタル時代の事件報道に関する法的問題<http://www.sllr.i.u-tokyo.ac.jp/papers/pp.2-4>
- 【3】法務省(1987)第3節 犯罪報道における実名報道<http://hakusyo1.moj.go.jp/nfm>
- 【4】山内憲(1991)「犯罪報道の問題点と匿名報道主義への一考察」https://doi.org/10.24609/nbukiyout.16.0_31pp.1-7
- 【5】河野義行(2004)[amnesty.or.jp](http://www.amnesty.or.jp) <https://www.amnesty.or.jp/topic/kounovoshivuki>
「オウム裁判・冤罪と死刑を考える」における発言